共同研究説明書

次のとおり共同研究を募集しますので、参加希望者は共同研究提案書を提出されたく公募します。

1　掲示日　　2025 年 7 月 8 日（火）

2　実施責任者　　首都高速道路株式会社　計画・環境部長　草壁 郁郎

3　担当課　　〒100-8930　東京都千代田区霞が関１－４－１
首都高速道路株式会社 計画・環境部 計画調整課
電話 03-3539-9386（直通）

4　研究概要

(1) 共同研究の名称

自動運転の普及を見据えたインフラ支援等に関する研究

(2) 研究目的

首都高速道路株式会社（以下、「当社」という。）では、近年急速に進展している自動運転の技術開発動向を踏まえ、当社が果たすべき役割として、自動運転に対応した道路インフラ整備の必要性の高まりを確認している。自動運転は徐々に普及拡大していくことが想定される一方、当面の間、自動運転車と一般車との混在状況が続くことなど踏まえ、全てのお客さまへの「快適・便利なサービスの提供」を目指し、自動運転車と一般車の双方に寄与するためのインフラ支援のあり方等について検討している。本研究は、検討の一環として、首都高速道路上において、インフラからの支援等に関する実証実験を実施し、課題の把握や適用性等の検証を行うものである。

(3) 研究内容

1) 研究概要

将来の自動運転車の普及を見据え、自動運転車と一般車の双方の安全かつ円滑な走行・合流に向けて、路車協調による情報提供技術の開発を促進するため、供用中の首都高速道路の合流部を対象として、以下に示す２つのユースケースについて、現地実証実験により課題の把握や適用性等の検証を行う。

【ユースケース①】首都高速道路の合流部における自動運転車を対象とした情報提供の効果検証

自動運転車が本線へ合流する際に、路側の車両検知センサーにより、本線上流部を走行する車両を面的かつ連続的に検知し、取得した位置・速度等のデータを路側処理装置により処理後、情報提供施設により、連結路（ランプ）を走行する自動運転車に連続的に情報提供する。情報提供された自動運転車は、連結路を走行する段階で速度調整を行うことで、より安全・円滑に本線へ合流することが可能となる。（図１参照）

【ユースケース②】首都高速道路の合流部における一般車を対象とした情報提供の効果検証

一般車が本線へ合流する際に、路側の車両検知センサーにより、本線上流部を走行する車両を面的かつ連続的に検知し、取得した位置・速度等のデータを路側処理装置により処理後、情報提供施設により、連結路（ランプ）を走行する一般車のドライバーに連続的に情報提供する。情報提供された一般車のドライバーは、連結路を走行する段階で速度調整を行うことで、より安全・円滑に本線へ合流することが可能となる。（図２参照）

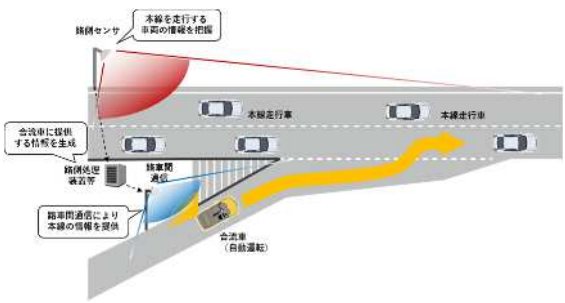

図１　自動運転車を対象とした合流支援

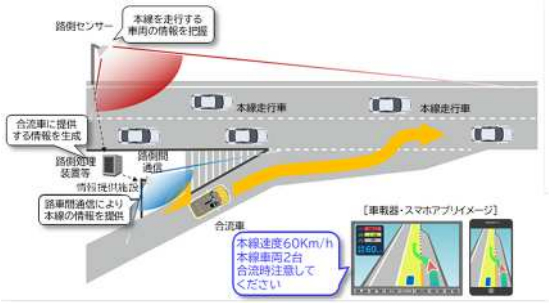

図２　一般車（ドライバー）を対象とした合流支援

上記２つは当社が想定するユースケースであるが、本ケースに加えて新たに提案されるユースケースが今回の共同研究の目的に合致し、当社が必要と判断したものである場合、当該実験を追加できるものとする。

2) 技術検証項目

当社が想定している合流支援情報提供システムの構成要素は以下のとおりである。（図３参照）

① 路側センサー：本線上流部を走行する車両を面的かつ連続的に検知
② 路側処理装置：路側センサーにより検知した情報を合流支援に必要となるデータに処理
③ 情報提供施設：処理したデータを車載器（情報提供機器）に伝送（キャリア回線、ローカル５Ｇ等）
④ 車　　載　　器：自動運転車を制御するための機器
⑤ 情報提供機器：ドライバーへ情報提供するための機器（スマホアプリやカーナビゲーションシステム等）

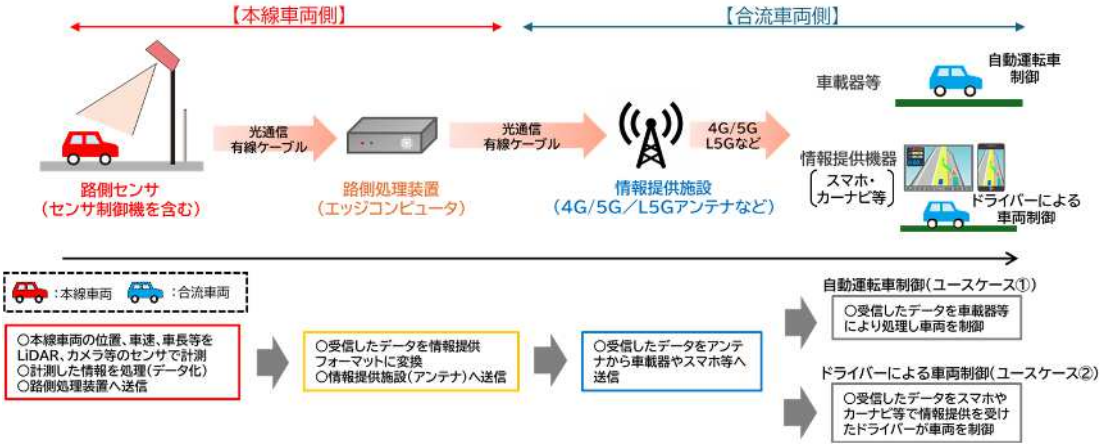

図３　合流支援情報提供システムの構成要素イメージ

情報提供には、当社が整備を計画しているローカル５Ｇ通信を活用した検証が可能である。なお、実験期間までに整備が間に合わない場合は、共同研究者間で対応を協議するものとする。

3) 実験時期・実験期間

実験時期：2026 年度（予定）
実験期間：3 ヶ月程度（想定）
実験時期及び実験期間は、応募の状況や実証実験の進捗等により変更となる場合がある。

4) 実験場所

４号新宿線（上り）　代々木入口　本線合流部（図４参照）

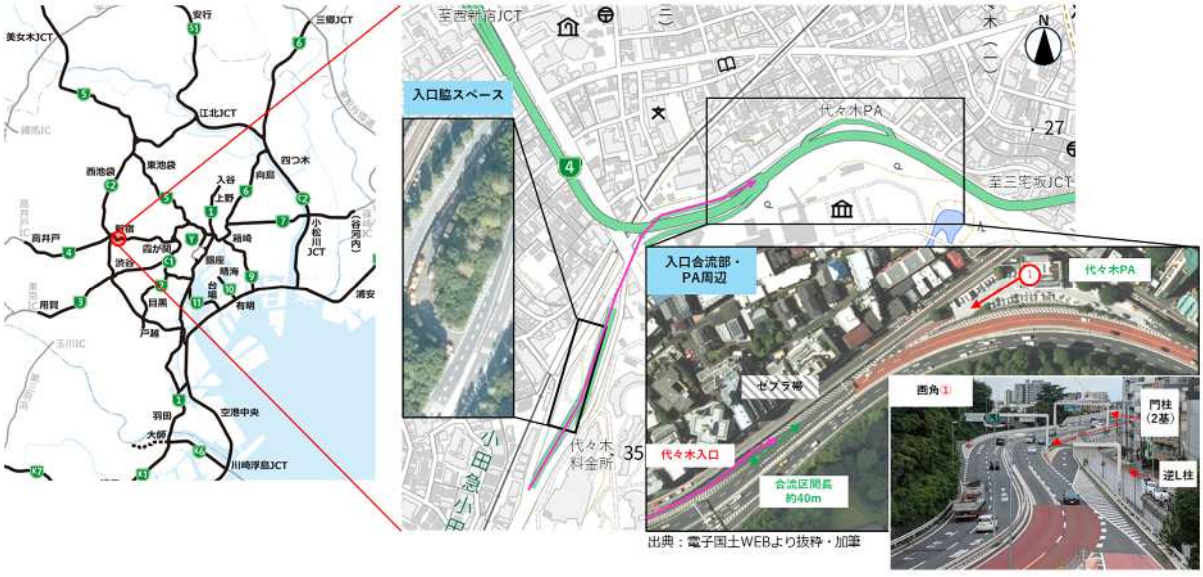

図４　実証実験場所

5) 期待する成果目標

都市高速道路における合流支援情報提供システムの課題及び適用性の把握

※ 本研究の成果は、都市高速道路において合流支援情報提供システムを適用する際の対応策を取りまとめるものであるが、本研究に関する内容の公表にあたっては、あらかじめ各共同研究者に承諾を得るものとする。

(4) 参考とする技術基準等

1) 合流支援情報提供システム仕様書原案(令和 5 年 2 月:国土交通省国土技術政策総合研究所)
2) 土木工事共通仕様書（首都高速道路株式会社)
3) 電気設備工事共通仕様書（首都高速道路株式会社))
4) 電気通信設備設計要領（首都高速道路株式会社)
5) 電気通信機器設計資料（首都高速道路株式会社)
6) 電気通信工事施工技術資料(首都高速道路株式会社)
7) 電気設備に関係する技術基準(経済産業省令)
8) 構造物等点検要領(首都高速道路株式会社)
9) 日本工業規格(JIS)
10) 電気学会規格調査会標準規格(JEC)
11) 日本電機工業会標準規格(JEM)
12) その他関係法規・法令等

※1 設計図等にない材料については、原則として JIS 規格品とする。

※2 基準、要領は最新版を適用する。

(5) 当社から提示する項目

1) 合流支援情報提供システムに関する実証実験説明書
2) 実証実験場所付近の図面
3) その他打合せにより必要な項目

(6) 研究実施者

共同研究の実施に当たっては、全ての共同研究者で一つの共同研究契約を締結するものとし、(7)に定める研究の役割分担により実施するものとする。

当社が研究を遂行するにあたり必要な研究協力者として、グループ会社社員、本件に係る技術資料作成業務の受注者並びに本件に関連した共同研究を実施する研究機関（大学）の参加を予定している。

(7) 役割分担および費用負担

以下に示す役割分担を原則とし、表に定めのないものは当社と別途協議する。また費用は「主として従事する者（下表◎の者)」が必要な費用を負担するものとする。

なお共同研究者が整備する設備を他の共同研究者も含めて複数者で使用する場合は、その費用按分等について関係者間で別途協議を行うものとする。

実験内容		役割分担	
		当社（首都高）	共同研究者
実証実験全体に関する運営・マネジメント		◎	○
各研究開発項目の具体化		○	◎
実験の準備	検証ユースケースに関する計画書の作成	○	◎
	実験環境の提供（実験フィールド、路側通信設備※設置用支柱（既設）等)	◎	―
	路側通信設備※用の仮設電源の確保・供給	◎	○
	L5G 通信環境整備および専用 SIM の提供	◎	○
	上記以外の路側通信設備※等の確保（機器の準備、取付金具等の設計および準備等を含む)	―	◎

	路側通信設備※等の設置、撤去 （設置、撤去に伴う交通規制、取付金具等の照査を含む）	◎	◎ （共同研究者が自ら行う路側通信設備※等の設置、撤去費用は共同研究者が負担）
	路側通信設備※の使用に必要となる各種申請 （必要となる各種申請の申請先による）	○	◎
	実験車両、車載器、情報提供機器の準備	―	◎
	情報処理・提供等に必要なサーバ等の準備	―	◎
	実験実施に必要となる関係機関との協議	◎	○
実験の実施	実験車両の走行	○	◎ （車載機器の開発を共同研究対象とする場合のみ）
	路側通信設備※からの情報配信及び車両からの情報受信	―	◎
	検証に必要となるデータの受信及び収集	―	◎
	実験における安全管理	◎	○
実験の検証	実験結果の検証	○	◎
	実用化に向けた課題等の整理	◎	○

【役割分担凡例】

◎：該当する実施内容を主として分担

○：該当する実施内容を従として分担

―：該当する実施内容を分担しない

※路側通信設備：4(3)2)技術検証項目における①路側センサー、②路側処理装置及び③情報提供施設を指す。

(8) 共同研究の実施期間

本公募手続きを経て、共同研究契約締結後、2027 年 3 月末までの期間を想定している。

5 参加資格

下記(1)～(3)を全て満たす企業、団体又は共同企業体（最大６社）であること。

(1) 首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成 23 年準則第１号）第 73 条の規定に該当しない者であること（詳細は別紙に記載）

(2) 4(3)技術検証項目で示す合流支援情報提供システムの構成要素の全部又は一部に関する技術開発や研究等の実績があり、自ら実証可能な体制を有していること。

(3) 実証実験にあたり、必要に応じて当社や他の参加者と相互に連携し、実証に必要なデータについて、当社や他の参加者間で共有可能なこと。

なお、参加者の選定後に、当社にて合流支援情報提供システムにおける他の構成要素の技術検証で参加する者との協業を調整することを想定している。

6 共同研究契約手続きの流れ

(1) 秘密保持契約書の締結（技術審査における秘密保持）

(2) 共同研究提案書の提出

(3) 共同研究者の選定(当社内において検討)

(4) 共同研究契約書の締結(非選定の場合はその旨を通知する)

(5) 共同研究の実施

7 共同研究提案書の作成及び記載上の留意事項

秘密保持契約を別記書式第１により締結した後に下記事項に留意し、共同研究提案書を作成する。

(1) 共同研究提案書の作成上の基本事項

研究内容に示す項目について提案を求めるものである。

(2) 共同研究提案書の守秘義務

参加希望者は、共同研究提案書の内容については非選定の場合であっても、第三者に対して開示・漏洩しない義務を有するものとする。なお、当社及び参加希望者の同意を得た場合はこの限りではない。

(3) 共同研究提案書の作成方法

共同研究提案書は、Ａ４判縦とする。なお、文字サイズは１０ポイント以上とする。

(4) 共同研究提案書の内容に関する留意事項

共同研究提案書には次の項目を明記すること。別記書式第２により作成するものとする。

1) 共同研究の名称
2) 実証実験場所
3) 共同研究の概要
4) 期待する成果目標
5) 共同研究実施に要する期間
6) 共同研究の実施手順
7) 提案ユースケース
8) 共同研究を行うに当たって関連又は類似する研究等の実績
9) 会社概要
10) 共同研究に対する組織体制

記載事項	内容に関する留意事項
① 共同研究の名称	当社が提示した共同研究の名称をそのまま記載すること。
② 実証実験場所	当社が提示した実証実験場所をそのまま記載すること。
③ 共同研究の概要	以下の合流支援情報提供システムの構成要素①～⑤の中から、一部またはすべてを選択し、研究開発を行う技術の概要を記載すること。研究開発する内容について、本研究の有意性や検証方法などについて可能な限り具体的な内容を記載すること。 ① 路側センサー：本線上流部を走行する車両を面的かつ連続的に検知 ② 路側処理装置：路側センサーにより検知した情報を合流支援に必要となるデータに処理 ③ 情報提供施設：処理したデータを車載器（情報提供機器）に伝送（キャリア回線、ローカル５G等） ④ 車　載　器：自動運転車を制御するための機器 ⑤ 情報提供機器：ドライバーへ情報提供するための機器（スマホアプリやカーナビゲーションシステム等）
④ 期待する成果目標	共同研究により期待できる研究成果目標を明確に記載すること。
⑤ 共同研究実施に要する期間	共同研究を実施することとなった場合、参加希望者側が必要とする研究期間を記載すること。なお、当社では本公募手続きを経て、共同研究契約締結後、2027年3月末までの期間を想定している。
⑥ 共同研究の実施手順	参加希望者側が設定した上記⑤の共同研究期間を踏まえた実施手順をフローチャート図等で記載すること。
⑦ 提案ユースケース	当社が想定する２つのユースケースに加え、同様の実施要件を前提として、新たに提案されるユースケース（合流支援以外の技術提案も含む）が今回の共同研究の目的に合致し、当社が必要と判断したものであれば、当該実験を追加するものとする。ただし合流支援情報提供システムの構成要素の実証を行わず、提案ユースケースのみを実証する場合は受け付けない。 提案を行う場合は、ユースケース毎に③～⑥の内容を包含した共同研究提案書を作成すること。

	なおユースケースの採択は、技術提案内容、実現性等の観点から総合的に勘案したうえで決定する。
⑧　共同研究を行うに当たって関連又は類似する研究等の実績	過去５年間に提案内容に関連又は類似した研究や開発実績、業務等の実績について、その内容を明示すること。共同企業体として複数の企業、団体で参加する場合は、全ての企業、団体の実績を対象とする。
⑨　会社概要	共同研究に対する技術力、組織力、経済力を量る資料として、参加希望者の創立時期、資本金、従業員数、業務内容とその実績、株式上場の有無等の会社概要を記載すること。共同企業体として複数の企業、団体で参加する場合は、代表となる１者について記載すること。
⑩　共同研究に対する組織体制	提案内容を実現するための組織体制を記載すること。なお、共同企業体として複数の企業、団体で参加する場合は、共同研究提案書の提出者は代表となる１者とし、すべての企業・団体の研究責任者、研究者及び本共同研究において担当する内容を明記し提出すること。なお、研究責任者及び研究者は本研究に対して十分な知識を有するとともに、研究目的を達成できる者とする。なお、共同研究を実施する体制が認められない場合には、選定しない。

(5) 秘密保持契約書及び共同研究提案書の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。

8　共同研究提案書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 共同研究提案書等の受付期間

2025 年 7 月 8 日(火)から 2025 年 8 月 22 日(金)までの毎日(行政機関の休日に関する法律(昭和６３年法律第９１号第１条第１項)の各号に掲げる日(以下、休日という。)を除く。以下同じ。)午前１０時から午後４時まで(正午から午後１時までを除く。)

(2) 提出先

上記 3 に同じ。ただし予め電話又はメール（宛先：2025_shutoko_exp@shutoko.jp）にて連絡のうえ提出時間の調整を行うこと。

(3) 共同研究提案書は郵送又は持参にて提出すること。提出された共同研究提案書は返却せず、本公募の選定のみに使用し、本公募の選定以外に無断で使用することはないものとする。なお、共同研究提案書の作成及び提出に要する費用は参加希望者の負担とする。

(4) 共同研究提案書は日本語を用いること。

(5) 電送による共同研究提案書等の提出は受付けない。

9　共同研究説明書に関する質問等の受付

共同研究説明書に関する問合せ及び「4 研究概要 (5)当社から提示する項目」に関する資料の提供を次に従いメールにより受け付ける。

日時:2025 年 7 月 8 日(火)から 2025 年 8 月 5 日(火)までの休日を除く毎日
午前 10 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く)。

担当:首都高速道路株式会社 計画・環境部　計画調整課

メール：2025_shutoko_exp@shutoko.jp （返信は担当者のアドレスより行う。）

質問に対する回答は受領日から起算して 8 日（休日を含まない。）以内に、本公募 HP（https://www.shutoko.jp/ss/tech-shutoko/newtech/kyoudou/）に掲載する形で回答するものとし、質問内容および回答内容は、質問した企業・団体が特定されない形で掲載するものとする。

10　共同研究者を選定するための基準

共同研究提案書の評価項目等は、以下のとおりとし、提案書の記載内容により評価する。

評価項目	評価の着目点	評価基準
参加資格	参加資格に適合しているか否か	「5 参加資格」で示した参加資格の全てに該当しない場合には選定しない。

共同研究に関する実施能力	技術開発実績	合流支援情報提供システムの構成要素の一部または全てに関する研究等の実績がなく、履行能力が確認できない場合には選定しない。
実施体制	実施体制の妥当性	本研究を行う組織体制を有しない場合は選定しない。
研究への取組姿勢	研究への取組姿勢	本共同研究の趣旨に賛同し、「4 研究概要」に示す役割を担えることが確認できない場合は選定しない。
共同研究実施方針、手順に対する技術提案	技術提案内容	・本研究の課題を適切に理解し、都市内高速道路への適用を踏まえ、「共同研究の概要」等について、当社が望む技術開発内容が提案されているか。 ・共同研究の実施手順が、フローチャート図等により的確に理解され設定されているか。 なお、当社が望む技術提案内容に適合しない場合は選定しない。

11　応募内容の確認

共同研究者の選定にあたり、提案書の内容について確認事項等が生じた場合にはヒアリングを実施する場合がある。

(1) ヒアリングでは共同研究提案書に記載された内容について質疑応答を行う。
(2) ヒアリング時の追加資料は受理しない。
(3) ヒアリング日時や方法、その他詳細については、ヒアリング実施の通知にあわせて連絡する。

12　選定及び非選定理由に関する事項

(1) 「10　共同研究者を選定するための基準」に示す評価基準に基づき、共同研究提案書の内容を総合的に勘案し、共同研究の相手方を選定する。なお、同じ技術検証項目の応募者が多数となった場合は、共同研究提案書を総合的に評価し、より優れた提案を行った者を選定する。
(2) 選定されたすべての選定者名を他の選定者にも通知するものとする。
(3) 参加希望者のうち、共同研究の相手方として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面(非選定通知書)により通知する。
(4) 上記(3)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、非選定理由について説明を求めることができる。
(5) 上記(4)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（休日を含む。）以内に書面により行う。
(6) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
　1) 受付場所 ： 3 に同じ。
　2) 受付時間 ： 午前 10 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

13　その他の留意事項

(1) 手続および共同研究の実施において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
(2) 共同研究提案書の作成及び提出に関する費用は、参加希望者の負担とする。
(3) 共同研究提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された共同研究提案書を無効とする。
(4) 共同研究提案書に記載した配置予定研究者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、当該共同研究において必ず配置しなければならない。ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由で、やむを得ず変更する場合には、首都高速道路株式会社 計画・環境部長の承諾を得なければならない。
(5) 政府・地方自治体関係機関、公的研究機関、学校法人等の関連プロジェクトについて、協議により共同で参画する場合がある。

以上

書式第１

秘密保持契約書（案）

首都高速道路株式会社（以下「甲」という。）と○○○株式会社（以下「乙」という。）は、「自動運転の普及を見据えたインフラ支援等に関する研究」の技術審査（以下「本審査」という。）において、相互に技術的知見を開示するに当たり、次の秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（秘密情報の定義）

第１条　本契約において「秘密情報」とは、本契約に基づいて情報を開示する者（以下「開示者」という。）から当該情報を受領する者（以下「受領者」という。）に対して開示される情報であって、次の各号のいずれかに該当する情報をいう。

一　文書、図面、電子媒体その他一切の記録媒体又は電子メールその他の電子通信手段により、開示者から秘密である旨を表示して開示された情報

二　口頭若しくは視覚による開示の場合又は前号に規定する秘密である旨の表示が困難である場合において、当該開示の際に秘密である旨の指定がされ、当該開示がされた翌日から起算して２週間以内に開示者から当該情報の概要及び当該情報が秘密である旨を示した書面が提出された情報

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、本契約における秘密情報に該当しないものとする。

一　開示の時点で既に公知となっている情報

二　開示の時点で既に受領者が保有していた情報

三　開示後、受領者の責に帰すことなく公知となった情報

四　受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報

五　受領者が相手方より開示された情報によることなく独自に開発した情報

（秘密情報の取扱い）

第２条　受領者は、開示者から開示された全ての秘密情報を善良な管理者の注意をもって秘密として保持するものとする。

２　受領者は、開示者から開示された秘密情報を本目的以外の目的に使用してはならない。ただし、開示者の書面による事前の同意を得た場合はこの限りでない。

３　受領者は、開示者から開示された秘密情報を、本目的の実施に必要な最小限度の範囲の自己の役員及び従業員（派遣社員を含め、以下「従業員等」という。）に対し、当該従業員等が本目的の実施に必要な情報に限り、開示することができるものとし、本契約に定める秘密保持の義務を当該従業員等に知らしめ、当該義務の履行について、一切の責任を負うものとする。

４　受領者は、開示者の書面による事前の同意を得ずに、開示者から開示された秘密情報を前項の規定により開示することができる従業員等以外の第三者に開示してはならない。開示者の書面による事前の同意を得て第三者に秘密情報を開示する場合は、本契約に基づき自己が負うものと同等の義務を当該第三者に負わせ、当該義務の履行について、一切の責任を負うものとする。

５　前項の規定にかかわらず、受領者は、法令又は公益の保護を理由に、裁判所、行政機関、監督官庁その他の公共機関より、開示者から開示された秘密情報の開示を要請された場合、開示者の書面による事前の同意を得ずにこれを開示できるものとする。ただし、当該開示を要請された当事者は、当該秘密情報の秘密性に鑑み、当該開示先に対し可能な限り秘密保持のための措置を講ずると共に、開示者に対し、当該開示先と開示内容について書面で通知するものとする。

６　受領者は、秘密情報を複写し、複製し又は改変する必要がある場合は、本目的の実施に必要な最小限度の範囲に限り複写し、複製し又は改変することができるものとし、複写され、複製され又は改変された情報についても秘密情報として取り扱うものとする。

（返還又は廃棄）

第３条　受領者は、第６条の有効期間が満了した場合又は開示者から請求された場合は、秘密情報（秘密情報を収録した媒体並びに複写され、複製され及び改変された情報を含む。）を返却又は破棄する

ものとする。
2　前項の場合において、開示者から返却又は破棄の方法について指示があった場合には、受領者は当該指示に従い、返却又は破棄するものとする。

（権利の帰属）
第４条　本契約に基づき、開示者が受領者に対して開示する秘密情報にかかる著作権、特許権その他の知的財産権を含むいかなる権利も、秘密情報の開示により、受領者に譲渡され、又は許諾されたとみなされないものとする。
2　受領者は、開示者から開示された秘密情報に基づきなした発明、考案、意匠、著作物その他の知的財産権の出願又は登録申請を行う場合は、あらかじめ開示者に書面でその旨を通知し、権利の帰属、出願又は登録申請の内容その他の必要な事項について、開示者と協議し決定するものとする。

（損害賠償）
第５条　甲又は乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

（有効期間）
第６条　本契約の有効期間は、契約締結の翌日から 2025 年 10 月 31 日とする。ただし、甲及び乙は、書面による合意により有効期間を変更することができるものとする。
2　前項に基づき本契約が終了した場合でも、第３条（返還又は破棄）、前条（損害賠償）、次条（協議解決）及び第８条（裁判管轄）は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

（協議解決）
第７条　本契約に定めのない事項及び本契約の条項に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して解決するものとする。

（裁判管轄）
第８条　本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保有するものとする。

年　月　日

（甲）　東京都千代田区霞が関一丁目４番１号
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　　寺山　徹

（乙）　住所
○○○株式会社
代表者氏名

書式第２－１

首都高速道路株式会社
計画・環境部長
草壁　郁郎　殿

「自動運転の普及を見据えたインフラ支援等に関する研究」に関する共同研究提案書

年　月　日

法人名等
代 表 者　　印
住　　所

【共同研究提案書作成者（提案責任者）】
住　　所
会 社 名
所 属 部 署
作成者氏名
電 話 番 号
ＦＡＸ番号

1） 共同研究の名称
2） 実証実験場所
3） 共同研究の概要
4） 期待する成果目標
5） 共同研究実施に要する期間
6） 共同研究の実施手順
7） 提案ユースケース
8） 共同研究を行うに当たって関連又は類似する研究等の実績
9） 会社概要
10）共同研究に対する組織体制

書式第２－２

・共同研究に対する組織体制

氏名	企業名・所属・役職	担当する分担業務の内容
研究責任者		
研究者	1) 2) 3)	

注：氏名にはふりがなをふること。

書式第２－３

・配置予定研究者の経歴等

<table>
<tr><td>○○</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">担当する研究業務の内容</td></tr>
<tr><td colspan="4">所属・役職</td></tr>
<tr><td colspan="4">所有技術者資格（資格の種類、部門、取得年月日）
博士、Ph.D.　・学位記番号：　・取得年月日：
技術士（部門：　分野：　）　・登録番号：　・取得年月日：
ＲＣＣＭ（部門：　）　・登録番号：　・取得年月日：
その他（名称：　）　・登録番号：　・取得年月日：</td></tr>
<tr><td colspan="4">研究・業務の実績（２０２５年７月８日現在）</td></tr>
<tr><td>研究・業務名</td><td>発注機関</td><td>履行期間</td><td>備考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">（発表論文、取得特許等）</td></tr>
</table>

注：「○○」は、研究責任者、研究者の各名称を記述する。

書式第２－４

・その他（本研究に対する意見、希望等）

別　紙

○首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成 23 年準則第 1 号）第 73 条

（競争参加不適格者）

第７３条　契約責任者は、特別の事由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を競争に参加させることができない。

２　契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後２年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由なく契約を履行しなかった者

六　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

３　契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

４　契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を競争に参加させてはならない。

一　経営状態が著しく不健全であると認められる者

二　次条第１項に規定する競争参加資格に係る審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する法人又はこれに準ずる者